

平成 22 年 3 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社セカンドストリート
代 表 者 名 代表取締役社長 清水 孝 浩
コ ー ド 番 号 7 6 4 1 (大証第2部)
問 合 せ 先 取締役兼経営管理部長 尾 崎 桂 章
TEL 048-669-0881

**支配株主である株式会社ゲオによる当社株式等に対する公開買付けの
結果に関するお知らせ**

株式会社ゲオは、平成 22 年 2 月 10 日から平成 22 年 3 月 25 日を公開買付期間として当社普通株式及び新株予約権に対する公開買付けを実施していましたが、その結果について、同社より別紙のとおり発表を行う旨の報告を受けましたので、お知らせいたします。

以上



<別紙>

平成 22 年 3 月 26 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 **ゲオ**
 本 社 住 所 愛 知 県 春 日 井 市 宮 町 一 丁 目 1 番 地 1
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 森 原 哲 也
 (コード番号:2681 東証・名証・第一部)
 問 合 せ 先 取 締 役 副 社 長 久 保 田 貴 之
 (TEL0568-33-4388)

当社子会社である株式会社セカンドストリート株券等に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社ゲオ(以下「当社」又は「公開買付者」といいます。)は、平成22年2月9日開催の取締役会において、株式会社セカンドストリート(コード番号 7641、大証第二部、以下「対象者」といいます。)の普通株式及び新株予約権の全て(当社がすでに保有している対象者普通株式及び対象者の自己株式を除きます。以下、同じです。)を公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決議し、2月10日より当該公開買付けを実施しておりましたが、以下のとおり、本公開買付けが3月25日を以って終了いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社ゲオ 愛知県春日井市如意申町五丁目11番地の3

(2) 対象者の名称

株式会社セカンドストリート

(3) 買付け等に係る株券等の種類

- ① 普通株式
- ② 新株予約権

- (ア) 平成17年9月27日開催の対象者定時株主総会及び平成17年11月30日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下、「第7回新株予約権」といいます。)
- (イ) 平成20年6月25日開催の対象者定時株主総会及び平成20年7月7日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下、「第9回新株予約権」といいます。)
- (ウ) 平成20年6月25日開催の対象者定時株主総会及び平成20年7月7日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下、「第10回新株予約権」とい、「第7回新株予約権」、「第9回新株予約権」及び「第10回新株予約権」を総称して、「本新株予約権」といいます。)

(4) 買付予定の株券等の数

株券等種類	株式換算した 買付予定数	株式換算した 買付予定数の上限	株式換算した 買付予定数の下限
株 券	57,567 株	— 株	— 株
新 株 予 約 権 証 券	3,094 株	— 株	— 株
新 株 予 約 権 付 社 債 券	— 株	— 株	— 株
株 券 等 信 託 受 益 証 券	— 株	— 株	— 株
株 券 等 預 託 証 券	— 株	— 株	— 株
合 計	60,661 株	— 株	— 株

(注1) 応募株券等の全部の買付け等を行います。

- (注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数として、本公開買付けにおいて買付け等を行う株券等の最大数である 60,661 株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が平成 21 年 11 月 12 日に提出した第 22 期第2四半期報告書に記載された平成 21 年9月 30 日現在の発行済普通株式総数 125,876 株に、同四半期報告書に記載された平成 21 年9月 30 日現在の対象者の新株予約権(3,094 個)の行使により、発行又は移転(以下「発行等」といいます。)された又は発行等される可能性のある対象者の株式の最大数(3,094 株)を加えた数から、対象者が保有する自己株式数(平成 21 年9月 30 日現在で7株)及び当社が本書提出日現在所有する株式数(68,302 株)を控除した株式数です。
- (注3) 公開買付期間末日までに第7回新株予約権及び第10回新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行等される対象者の株式についても本公開買付けの対象とします。なお、第9回新株予約権については行使期間が到来していないため、公開買付期間中に行使される可能性はありません。
- (注4) 本公開買付けを通じて対象者が保有する自己株式(平成 21 年9月 30 日現在7株)を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

- ① 届出当初の買付け等の期間
平成 22 年2月 10 日(水曜日)から平成 22 年3月 25 日(木曜日)まで(30 営業日)
- ② 対象者の請求に基づく延長の可能性
該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

- ① 普通株式 1株につき金 60,000 円
- ② 新株予約権
- (ア) 第7回新株予約権 1個につき金1円
- (イ) 第9回新株予約権 1個につき金1円
- (ウ) 第10回新株予約権 1個につき金1円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付では、当社は金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。)第 27 条の 13 第4項各号に掲げるいずれの条件も付しておらず、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。)第 30 条の2に規定する方法により、平成 22 年3月 26 日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に対して公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	54,338 株	54,338 株
新株予約権証券	— 株	— 株
新株予約権付社債券	— 株	— 株
株券等信託受益証券	— 株	— 株
株券等預託証券	— 株	— 株
合計	54,338 株	54,338 株
(潜在株券等の数の合計)	—	(— 株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	68,302 個	(買付け等前における株券等所有割合 52.96%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	7,158 個	(買付け等前における株券等所有割合 5.55%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	122,640 個	(買付け等後における株券等所有割合 95.10%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	500 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.39%)
対象者の総株主の議決権の数	125,804 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者の所有する株券等(但し、対象者が保有する自己株式を除きます。)に係る議決権の数の合計です。

(注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が平成21年11月12日に提出した第22期第2四半期報告書に記載された平成21年9月30日現在の対象者の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付においては、本新株予約権についても本公開買付の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」においては、その分母を、同四半期報告書に記載された平成21年9月30日現在の発行済株式総数(125,876株)に、当該四半期報告書に記載された平成21年9月30日現在の本新株予約権(合計3,094個)を株式に換算した株式数(3,094株)(平成21年10月1日以降公開買付期間末日までに本新株予約権が行使されたことにより発行等した、または発行等される可能性のある対象者の株式を含みます。)に係る議決権の数(3,094個)を加えた数(128,970個)から、対象者が保有する自己株式に係る議決権7個を除いた128,963個として計算しています。なお、対象者は、単元株制度を採用しておりません。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算
該当事項はありません。

(6) 買付等に要する資金 3,260 百万円

(7) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
東海東京証券株式会社 東京都中央区日本橋三丁目6番2号

② 決済の開始日
平成22年3月31日(水曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合にはその常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、応募受付をした公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合にはその常任代理人)の指定した銀行口座へ送金します。

3. 本公開買付け後の方針及び今後の見通し

当社が平成22年2月9日付けで公表した「当社子会社である株式会社セカンドストリート株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」記載のとおり、対象者を当社の完全子会社とする方針であり、本公開買付けの後、以下の方法により、対象者の発行済株式の全て(対象者が保有する自己株式を除きます。以下同じです。)を取得する予定です。

具体的には、当社は、①対象者において普通株式とは別の種類の対象者株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②上記①による変更後の対象者の定款の一部を追加変更して、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。)を付す旨の定款変更を行うこと、及び③対象者の当該全部取得条項が付された普通株式の全部取得と引き換えに別の種類の対象者株式を交付すること、上記①ないし③を付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)及び上記②を付議議案に含む普通株主による種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。本臨時株主総会と本種類株主総会を合わせて「本株主総会」といいます。)の開催を対象者に要請しております。対象者は、当社の要請を受け、平成22年3月31日を本株主総会の基準日として設定しており、平成22年5月に本株主総会を招集する予定です。なお、本株主総会の開催にあたり、当社は、上記①ないし③を本株主総会に付議することについても対象者に要請しております。また、当社は、本株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記①ないし③の各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として別の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該対象者株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。)に相当する当該対象者株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該対象者株式の売却の結果、当該株主に交付される金銭の額については、特段の事情がない限り本公開買付価格を基準として算定する予定ですが、その算定の時点が異なることから当該算定時点における対象者の事業、業績、財務状態、資産若しくは経営又はこれらの見込み等、又は完全子会社化手続に関連する裁判所の判断等によっては、当該金銭の額が本公開買付価格と異なり、これを上回る、同等である又は下回ることがあり得ます。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、本書提出日現在未定であります。完全子会社化手続の目的が達成されるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主(当社を除きます。)に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定であります。上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、(a)少数株主の権利保護を目的として会社法第116条及び第117条その他の関係法令等の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる権利を有しており、また、(b)同様の趣旨に基づき、全部取得条項が付された普通株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令等の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができます。上記(a)又は(b)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付価格とは異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続等に関して株主各位において自らの責任において確認され、ご判断頂くこととなります。

対象者の普通株式は、現在、大阪証券取引所市場第二部に上場されていますが、上記に記載の各手続を実行することにより、当社は対象者の発行済株式の全てを保有することを企図していますので、その場合、対象者の普通株式は大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社ゲオ 東京本部
(東京都新宿区高田馬場三丁目46番25号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

以上